
重要事項等説明書

[制定年月日：2009年4月1日]

指定訪問リハビリテーション・指定予防訪問リハビリテーション

医療法人社団 青優会 南小樽病院

目次

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 当事業所の職員体制	3
4. サービス内容	4
5. 利用料金等について	5
6. 緊急時の対応方法	6
7. 苦情の受け付けについて	6
8. 個人情報の取り扱いについて	7
9. 秘密の保持について	8
附則	9

医療法人社団 青優会 南小樽病院は指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションの介護保険の指定を受けています。指定番号は、北海道知事指定 第 0112014816 号です。

1. 事業者

名称	医療法人社団 青優会 南小樽病院
所在地	北海道小樽市潮見台 1 丁目 5 番 3 号
電話番号	0134-21-2333
代表者氏名	理事長 大川博樹
設立年月日	平成 21 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問リハビリテーション（指定予防訪問リハビリテーション） 指定番号：第 0112014816 号
事業所の目的	指定訪問リハビリテーション及び指定予防訪問リハビリテーションは、介護保険法に従い、ご利用者が在宅療養を出来る限り続けられることを目的としてサービスを提供します。
事業所の名称	医療法人社団 青優会 南小樽病院 訪問リハビリテーション（予防訪問リハビリテーション）
事業所の所在地	小樽市潮見台 1 丁目 5 番 3 号
電話番号	0134-21-2333

管理者氏名	理事長 大川博樹
当事業所の運営方針	ご利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持、回復を図るとともに生活の質の確保を重視した在宅生活が維持できる様にサービスを提供します。
開設年月日	平成21年4月1日
通常の事業の実施地域	小樽市内
営業日及び営業時間	<p>営業日：月曜日～金曜日</p> <p>営業時間：9：00～17：00</p> <p>サービス提供時間：9：15～16：00</p> <p>(休み：土日、祝日及び事業所の定めた日)</p> <p>※ 事業所が定めた日とは、下記を示します。</p> <p>お盆休み：8月13日から16日までの間で2日間</p> <p>年末年始：12月29日～1月3日</p>

3. 当事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤
医師	3名	13名
看護職員	32名	8名
看護補助職員	28名	5名
薬剤師	1名	
放射線技師	1名	1名
理学療法士	11名	

職種	常勤	非常勤
作業療法士	7名	
言語聴覚士	5名	1名
管理栄養士	4名	
医療相談員	3名	
介護支援専門員	1名	
事務職員	13名	
調理師	1名	
栄養士	1名	
その他	5名	

4. サービス内容

- (1) 当事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図るために計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション及び予防訪問リハビリテーションを実施いたします。
- (2) 事業所は、ご利用者と理学療法士、作業療法士又は言語聴覚療法士との打合せにおいて訪問日、訪問時間を決め、訪問リハビリテーション及び予防訪問リハビリテーションの提供を致します。

※ご利用者のご都合により日時を変更する場合は、協議して定めます。

5. 利用料金等について

(1) 利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金（料金表）の1割です。ただし、介護保険給付の範囲を超えたサービス料金は、ご利用者の自己負担となります。なお、生活保護受給者については、介護扶助があります。

料金項目	料金	備考
訪問リハビリテーション	308 円	(1回につき20分以上)
予防訪問リハビリテーション	298 円	(1回につき20分以上)
事業所の医師の診察なし	-50 円	(1回につき)
利用開始月から12月超	-30 円	(1回につき予防訪問リハビリのみ)
リハビリテーションマネジメント加算イ	180 円	(月1回)
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213 円	(月1回)
医師が利用者又はその家族に説明した場合	270 円	
認知症短期集中リハ加算	240 円	退院又は訪問開始日から3ヶ月以内
短期集中リハ加算（退院後3ヶ月以内）	200 円	(週に概ね2回以上 1回20分以上)
口腔連携強化加算	50 円	(月1回)

料金項目	料金	備考
予防短期集中リハ加算 (退院後3ヶ月以内)	200円	
サービス提供体制強化加算(I)	6円	

※上記金額は現在の目安です。今後の介護保険改定等により給付額に変更があった場合、ご利用者の負担額を変更いたします。

(2) 利用料金のお支払い方法

利用料金は月末に締め、請求書を発行いたします。お支払いは振込みにてお願い致します。なお、振込みが困難の場合は、窓口での支払いもお受けいたします。

(3) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者の都合により訪問リハビリテーション及び予防訪問リハビリテーションを中止する場合は、サービス実施当日、午前9時までに、連絡して下さい。またサービスの変更及び新たなサービスの利用を追加する場合は、事前に事業所まで申し出てください。尚、諸事情にて1か月以上ご利用がない場合は、一度ご利用を中止させて頂く場合があります。

※サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、随時、他の利用可能日時をご提案する場合があります。

6. 緊急時の対応方法

ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、ご登録頂いている緊急連絡先に連絡致します。

7. 苦情の受け付けについて

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付	備考
窓口番号	0134-21-3003
担当窓口課	地域医療連携課
担当者	橋本 紗、岩井 元暉、石井 佑実香
受付時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) 行政機関その他苦情受付時間

行政機関	受付時間等
小樽市福祉部 介護保険課・相談窓口	小樽市花園2丁目12番1号 0134-32-4111（内線452・455） 9:00～17:00(平日のみ)
北海道社会福祉協議会 (北海道福祉サービス運営適正化委員会)	札幌市中央区北2条西7丁目 道立社会福祉総合センター（かでる・27） 011-204-6310 9:00～17:00(平日のみ)
国民健康保険団体連合会	札幌市中央区南2条西14丁目 011-231-5161 9:00～17:00(平日のみ)

8. 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護規定に従って個人情報を保護いたします。

9. 秘密の保持について

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者若しくは、そのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 ただし、下記についての情報提供については、ご利用者及びご家族から、予め同意を頂いた上で行う事とします。通所リハビリテーションサービス及び指定介護予防通所リハビリテーションサービス利用の為の市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他のサービス担当者会議など介護保険事業者等への情報提供。

- (1) 訪問リハビリテーションサービス及び予防訪問リハビリテーション利用のための市町村、居宅介護支援事業者、その他の介護保険事業者等への情報提供。
- (2) 訪問リハビリテーションサービス及び予防訪問リハビリテーションの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。

※なお、上記に掲げる事項は利用終了後も同様の取扱とします。

附則

1. この指針は、2009年4月1日より施行する。
2. この指針の改定年月日は、次のとおりとする。

No.	改定日	改定内容
1	2009/4/1	新規作成
2	(省略)	
3	2021/4/15	改定
4	2024/6/1	報酬改定に伴い料金表改定
5		
6		
7		
8		